株式会社トインクス

第２２期　（２０２２年度）

自　　２０２２年4月　1日

至　　２０２３年3月３１日

貸　借　対　照　表

２０２３年3月３１日現在

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
流　動　資　産	11,901,070	**流　動　負　債**	4,695,910
現　金　・　預　金	2,897,131	買　掛　金	2,309,496
売　掛　金	4,528,822	リース債務（１年内）	180,652
リース投資資産	599,019	未　払　金	812,581
未　収　入　金	73,119	未　払　費　用	287,949
貯　蔵　品	121,310	前　受　金	-
未成業務支出金	3,593,331	預　り　金	139,012
商　品	8,573	未払法人税等	101,504
前　払　費　用	57,401	未払消費税	406,161
その他の流動資産	22,360	賞与引当金	458,548
貸倒引当金	-	その他の流動負債	4
固　定　資　産	5,688,774	**固　定　負　債**	3,261,790
有形固定資産	2,810,994	リース債務（１年超）	484,388
建　物	825,479	退職給付引当金	2,730,621
構　築　物	594	役員退職慰労引当金	46,780
工具器具備品	1,945,522		
土　地	2,841	負　債　合　計	7,957,700
リース資産	5,616		
建設仮勘定	30,938	（純資産の部）	
		株　主　資　本	9,618,004
無形固定資産	1,174,367	資　本　金	96,800
ソフトウェア	1,029,168	資本剰余金	732,615
電話加入権	14,339	資本準備金	732,615
建設仮勘定	130,858	利益剰余金	8,788,589
		利益準備金	24,200
投資その他の資産	1,703,412	その他利益剰余金	8,764,389
投資有価証券	30,210	別途積立金	6,816,100
長期前払費用	53,215	繰越利益剰余金	1,948,289
繰延税金資産	1,249,408	（うち当期純利益）	（ 615,380 ）
その他の投資等	370,578		
		評価・換算差額等	14,139
		その他有価証券評価差額金	14,139
		純資産合計	9,632,144
資　産　合　計	17,589,844	負債及び純資産合計	17,589,844

（注）金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準および評価方法

ａ．有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの ・・・ 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの ・・・ 移動平均法による原価法

ｂ．棚卸資産の評価基準および評価方法

貯蔵品および商品 ・・・ 先入先出法による原価法

未成業務支出金 ・・・・ 個別法による原価法

（２）固定資産の減価償却の方法

ａ．有形固定資産（リース資産を除く）

1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物 ・・・ 定額法

その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 定率法

ｂ．無形固定資産

定額法

ｃ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

（３）引当金の計上基準

ａ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を算定のうえ、必要に応じて計上しております。

ｂ．賞与引当金

従業員に支給する賞与の当事業年度負担分について、支給見込額基準により計上しております。

ｃ．退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、その発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

ｄ．役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

（４）収益および費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号　2020 年 3 月 31 日）等を適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取れると

見込まれる金額で収益を認識しております。

（５）その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（６）追加情報

連結納税制度からグループ通算制度への移行

当社は、親会社と合わせて、第１四半期連結会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号　2021 年 8 月 12 日。以下「実務対応報告第 42 号」という。）に従っております。また、実務対応報告第 42 号第 32 項(1)に基づき、実務対応報告第 42 号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。